

**改正**

平成14年3月29日規則第44号

平成16年3月31日規則第17号

平成17年3月31日規則第66号

平成18年3月31日規則第40号

平成18年9月29日規則第62号

平成19年10月24日規則第46号

平成25年10月1日横書き施行

平成26年12月22日規則第47号

平成28年3月2日規則第9号

佐倉市農村集会施設管理運営に関する規則

佐倉市農村集会施設管理運営に関する規則（昭和51年佐倉市規則第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規則は、佐倉市農村集会施設設置及び管理に関する条例（平成11年佐倉市条例第28号。以下「条例」という。）第13条の規定により、農村集会施設の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用時間）

**第2条** 農村集会施設を使用することができる時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、時間を変更することができる。

2 使用時間は、準備又は原状に復するために要する時間を含むものとする。

（休所日）

**第3条** 農村集会施設の休所日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

（1） 毎月の第2月曜日及び第4月曜日

（2） 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

（使用の承認の申請）

**第4条** 条例第6条第1項の規定により農村集会施設の使用の承認を受けようとする者は、原則として使用月の2月前から使用日の3日前までに、農村集会施設使用承認申請書（別記様式第1号）

により市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用の承認)

**第5条** 市長は、前条の申請に係る農村集会施設の使用を承認したときは、農村集会施設使用承認書（別記様式第2号。以下「承認書」という。）を申請者に交付するものとする。

(使用の取消し及び変更)

**第6条** 前条の規定により使用の承認を受けた者（以下「承認者」という。）は、当該承認に係る農村集会施設の使用を取り消し、又は変更しようとするときは、農村集会施設使用取消（変更）申請書（別記様式第3号）に承認書を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、農村集会施設使用取消（変更）承認書（別記様式第4号。以下「取消（変更）承認書」という。）を承認者に交付する。

(承認書等の提示)

**第7条** 承認書及び取消（変更）承認書は、その承認に係る施設を使用する際に、職員に提示しなければならない。

(使用の承認の取消し)

**第8条** 市長は、条例第8条の規定により農村集会施設の使用の承認を取り消したときは、その承認を取り消した者に農村集会施設使用承認取消書（別記様式第5号）を交付する。

(使用料の納入)

**第9条** 条例第9条の規定による使用料は、承認書の交付の際、承認者が納入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、別に納期を指定して使用料を納入させることができる。

(使用料の減免)

**第10条** 条例第10条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 国、県又は本市が使用するとき 免除

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校及び高等学校並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所のうち市内に所在するものが主催する行事で使用するとき 免除

(3) その他市長が特に公益上必要と認めたものに使用するとき 市長が別に定める割合

(使用料の還付)

**第11条** 条例第11条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 承認者の責めによらない理由により使用することができないとき 全額
  - (2) 承認者が使用日の30日前までに使用を取り消したとき 全額
  - (3) 承認者が使用日の5日前までに使用を取り消したとき 半額
- (使用者の遵守事項)

**第12条** 農村集会施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) 所定の場所以外で、飲食若しくは喫煙をし、又は火気を使用しないこと。
- (3) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (4) 許可を受けないで、物品、器具等の使用又は移動をしないこと。
- (5) 許可を受けないで、物品の展示、販売又はこれらに類する行為をしないこと。
- (6) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

2 市長は、前項の規定に反し著しく公益を害し、又は秩序を乱す者については、使用を禁じ、又は退所させることができる。

(原状回復の義務)

**第13条** 使用者は、その使用を終了したときは、速やかに当該施設等を原状に復さなければならない。

(職員の立入り)

**第14条** 使用者は、職員が農村集会施設の管理上、使用中の施設の立入りを要請したときは、これを拒むことはできない。

(補則)

**第15条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成11年12月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第44号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第17号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**（平成17年3月31日規則第66号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年3月31日規則第40号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年9月29日規則第62号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

**附 則**（平成19年10月24日規則第46号）

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

**附 則**（平成26年12月22日規則第47号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年3月2日規則第9号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記

様式第1号（第4条関係）

農村集会施設使用承認申請書

年 月 日

（宛先）佐倉市長

申請者 団体名  
住所  
氏名  
電話番号

次のとおり農村集会施設を使用したいので申請します。

|             |                                    |      |   |
|-------------|------------------------------------|------|---|
|             | 農村集会施設名                            |      |   |
| 使用日時        | 年 月 日（曜日）<br>午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分 |      |   |
| 使用室名        |                                    | 使用人数 | 人 |
| 使用目的        |                                    |      |   |
| 備品等<br>使用数量 |                                    |      |   |
| 使用料         | 円                                  |      |   |
| *備考         |                                    |      |   |

注

- 1 使用の時間には、準備及び後片付けの時間を含みます。
- 2 \*印欄は、記入しないでください。

農村集会施設使用承認書

様

佐倉市長

印

次のとおり農村集会施設の使用を承認します。

|             |                                    |      |   |
|-------------|------------------------------------|------|---|
|             | 農村集会施設名                            |      |   |
| 使用日時        | 年 月 日（曜日）<br>午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分 |      |   |
| 使用室名        |                                    | 使用人数 | 人 |
| 使用目的        |                                    |      |   |
| 備品等<br>使用数量 |                                    |      |   |
| 使用料         | 円                                  |      |   |
| 承認の条件       |                                    |      |   |

注

- 1 使用の時間には、準備及び後片付けの時間を含みます。
- 2 農村集会施設を使用する際は、この承認書を提示してください。
- 3 使用を取り消し、又は変更する場合は、速やかに申し出てください。
- 4 施設内では職員の指示に従い、条例及び規則等に定められた事項を守ってください。

様式第3号（第6条関係）

農村集会施設使用取消（変更）申請書

年 月 日

（宛先）佐倉市長

申請者 団体名  
住所  
氏名  
電話番号

次のとおり使用の取消し（変更）を申請します。

|               |                                    |      |   |
|---------------|------------------------------------|------|---|
|               | 農村集会施設名                            |      |   |
| 使用日時          | 年 月 日（曜日）<br>午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分 |      |   |
| 使用室名          |                                    | 使用人数 | 人 |
| 使用目的          |                                    |      |   |
| 取消し・<br>変更の理由 |                                    |      |   |
| 使用料           | 円                                  |      |   |
| *備考           |                                    |      |   |

注

- 1 農村集会施設使用承認書を添付してください。
- 2 使用の時間には、準備及び後片付けの時間を含みます。
- 3 \*印欄は、記入しないでください。

農村集会施設使用取消（変更）承認書

様

佐倉市長 印

次のとおり使用の取消し（変更）を承認します。

|           |                                    |      |   |
|-----------|------------------------------------|------|---|
|           | 農村集会施設名                            |      |   |
| 使用日時      | 年 月 日（曜日）<br>午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分 |      |   |
| 使用室名      |                                    | 使用人数 | 人 |
| 使用目的      |                                    |      |   |
| 取消し・変更の理由 |                                    |      |   |
| 使用料       |                                    |      | 円 |
| 承認の条件     |                                    |      |   |

注

- 1 使用の時間には、準備及び後片付けの時間を含みます。
- 2 農村集会施設を使用する際は、この承認書を提示してください。
- 3 使用を取り消し、又は変更する場合は、速やかに申し出てください。
- 4 施設内では職員の指示に従い、条例及び規則等に定められた事項を守ってください。

第 号  
年 月 日

農村集会施設使用承認取消書

様

佐倉市長

印

年 月 日付け 第 号で承認した農村集会施設の使用については、次の理由のため、佐倉市農村集会施設設置及び管理に関する条例第8条の規定により取り消します。

理由

この処分に不服がある場合には、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して）6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。